

報告第8号 専決処分の報告について（小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

《改正の趣旨》

令和2年度税制改正に基づき国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等の改正を行うもの。

① 基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ

■課税限度額	(現 行)		(改正後)
・ 基礎課税額	<u>6.1万円</u>	→	<u>6.3万円</u>
・ 後期高齢者支援金等課税額	1.9万円	→	改正なし
・ 介護納付金課税額	<u>1.6万円</u>	→	<u>1.7万円</u>
合 計	<u>9.6万円</u>	→	<u>9.9万円</u>

② 減額の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ

■軽減判定所得

・ 5割軽減基準額

$$\text{(現 行)} = \text{基礎控除額 (3.3万円)} + \underline{2.8\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

↓

$$\text{(改正後)} = \text{基礎控除額 (3.3万円)} + \underline{2.8.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

・ 2割軽減基準額

$$\text{(現 行)} = \text{基礎控除額 (3.3万円)} + \underline{5.1\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

↓

$$\text{(改正後)} = \text{基礎控除額 (3.3万円)} + \underline{5.2\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

小松島市国民健康保険税条例(昭和35年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>)、同条第3項本文</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>)、同条第3項本文</p>	<p></p> <p>改正 改正</p> <p>改正 改正</p> <p>改正</p>

の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条

の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条

改正
改正

改正

改正

第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項, 第34条第1項, 第34条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1項, 第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には, これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と, 「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と, 第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は, 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において, 前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と, 「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と, 「, 第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と, 「第31条第1項」とあるのは「第32条第

第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項, 第34条第1項, 第34条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1項, 第35条の2第1項, 第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には, これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と, 「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と, 第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は, 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において, 前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と, 「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と, 「, 第35条の2第1項, 第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と, 「第31条第1項」とあるのは「第32条第

追加

追加

1項」と読み替えるものとする。

1項」と読み替えるものとする。